

令和 8 年度潮来市における障害者就労施設等からの物品調達方針

令和 8 年 5 月 3 1 日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 9 条に基づき、令和 8 年度の本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲と調達対象

この方針の適用範囲は市の全ての機関が発注する物品又は役務の調達とする。調達対象は法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等とする。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達方法

- (1) 執行機関等に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等の受注可能物品等の情報提供を行うことにより、円滑に障害者就労施設等へ発注することができるよう努めるものとする。
- (2) 発注については、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

4 調達する物品等及び目標額

市が障害者施設等から調達する目標額は、次のとおりとする。

- ・ 役務（清掃・施設管理等） 5, 0 0 0 千円
- ・ 物品（食料品・小物雑貨等） 5 0 千円

5 調達実績のとりまとめ及び公表

調達実績は、当該年度終了後に概要をとりまとめ、市のホームページ等で公表するものとする。

6 調達方針の窓口

この調達方針の窓口は、市民福祉部社会福祉課とする。